

富良野の
新たな条例を
創ろう。
文化芸術座談会



これまでの経緯

そもそも文化芸術の定義とは？

文化芸術の定義は広範囲に及びますが、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観などおよそ人間と人間の生活に関わる総体を意味するとされています。

人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産である。

※文化庁 HP より抜粋

文化芸術振興条例とは？

前提としての地方自治法

前回も述べましたが、2000年度に「文化芸術振興基本法」が制定される前は自治体が文化政策を行う責務はありませんでした。ただし、2000年に「地方分権一括推進法」が制定される前の「地方自治法」第2条において、地方自治体の事務として、3項（5）に「…図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育、学術、文化…に関する施設」を設置、管理し、または「これらを使用する権利を規制し、その他の教育、学術、文化…に関する事務を行うこと」と規定されていました。

それが地方分権一括推進法により地方自治法が改正され、地方自治体は「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」役割を担うようになりました。ここの福祉とは社会福祉などの狭い意味ではなく、広く住民の「幸福」と考えた方がいいでしょう。つまり、住民がその地域に住んでいて、幸せを感じたり、ずっと住み続けていたいと思えるようにすることが、地方自治体の任務なのだと言えます。その意味で、ここに地方自治体が文化政策を行う根拠を読みとることもできます。



文化振興条例とは

「文化芸術振興基本法」が制定される以前において、地方自治体が国法に根拠のない自治体における文化行政や文化振興を自治体政策のひとつとして位置づけるために制定したのが「文化振興条例」です。

言うまでもなく、法律、条例、いずれも住民ないしは国民の代表議会の議決を経て制定されるものですが、法律が全国的に通用するものであるのに対し、条例はその自治体の区域のみで通用するものです。無論、条例と法律の間に矛盾があってはならないので、条例の制定は憲法第94条で「法律の範囲内で」認められると定められています。

自治体における文化振興条例の先駆けは、1983年に東京都で制定された条例です。その後、秋田県秋田市（83年）、三重県津市（84年）、神奈川県横須賀市（85年）、熊本県（88年）、北海道（94年）、福岡県太宰府市（97年）、北海道士別市（98年）などでも制定されています。文化振興マスタープランもそうですが、こうした文化振興条例の内容は、どの自治体が策定したものも、それほど変わりばえしない定型的なものとなっています。それは、文化の内容については地域の独自性があるのが当たり前とは言え、文化と行政、文化と市民、そして市民と行政のあり方については普遍的に成り立つ原則があるからです。

文化振興条例の内容

文化振興条例の内容をしてみると、概ね次のような要素で構成されています。(1)文化振興における原則、(2)振興する文化の概念と区分、(3)行政の責務、(4)施策、(5)施策検討のシステム、(6)実効の担保、です。

条例の最初に規定されているのが、「文化振興における原則」です。前回も述べましたが、戦後の文化政策の出発点は文化の創造者を市民・国民においたところにあります。従って多くの文化振興条例でも、市民が文化創造の主体であることが規定されており、そのための行政の不介入の原則が明らかにされています。

この原則の規定において特に優れていると言われているのが、北海道文化振興条例です。その前文は「一人一人がひとしく豊かな文化的環境の中で暮らす権利を有する」というもので、文化権概念を謳ったとも言える内容は他に例を見ないものです。

次に規定されているのが、「振興する文化の概念と区分」です。これには、「芸術文化」「学術」など、振興する対象を示しているものと、「広く市民の文化向上のための諸活動」「自主的な文化活動」などという機能で提示してあるものがあります。実際に施策をしてみると、「芸術文化」「伝統文化」「生涯学習」「青少年のための施策」「まちづくり」「郷土文化遺産」等、文化振興条例の対象範囲が幅広くとらえられていることがわかります。つまり、経済的な豊かさを求めるのではなく、文化的な豊かさを求める人間の「活動」あるいは「成果」の振興を目指すということなのですが、まさにここにこそ地域の独自性や多様性が期待される場所です。

こうした文化振興条例を実効性のあるものとするために規定されるのが、「行政の責務」「施策」「施策検討のシステム」「実効の担保」といった具体的な内容になります。「行政の責務」としては、施策の体系化、基本方針の策定、施策実現のための組織整備などが定められますが、太宰府市の文化振興条例のように「行政の文化化」(第3条)に関する規定のあるところもあります。



条例の実効性と効力

条例の内容を宣言的なもので終わらせず、実効性を担保するという観点から見ると、財政上の措置が講じられているか、政策への民意の反映はあるか、が重要なポイントとなります。この点からいっても「北海道文化基金」の設立が規定されている北海道の文化振興条例は優れていると言えます。実際、北海道ではこのところの不況のあおりで文化基金を切り崩して助成するという方策も議会で議論されることがあるそうですが、振興条例の存在が歯止めとなっているとのことです（1999年4月北海道環境生活部文化・青少年室文化振興課長インタビューより）。また、地域によっては別に基金条例を制定しているところもあります。

これまで首長のイニシアティブではじめられることの多かった文化政策は、法的な根拠がないために、首長の交替により政策そのものが中止されることもありました。しかし、議会の議決を経た条例は、さまざまな状況の変化があったとしても政策を継続することができるという意味でとても有効な手段だと言えます。また、内容が例えば宣言的であったとしても、当該自治体の目指すべき指標として、担当部局だけでなく、全庁の職員が理解し、実践していくことを求められる点で必要なものです。

※制作基礎知識シリーズVol.15 文化政策に関する法律知識(2) 文化振興条例についてより抜粋

今後富良野市としては ...

条例制定後、条例の理念を具体化するための計画作りを共創的に行います。

今日のテーマ

1. あなたの文化、芸術について
2. 富良野において重要な視点や要素
3. 文化芸術振興条例たたき台について

今回の座談会の素材は検討委員会でたたき台から条例制定までの大切な情報として扱います。

チェックイン

チームで自己紹介。

名前・出身・富良野の好きなところ

あなたの文化芸術について

1. あなたが思う富良野の文化芸術の特徴はなんですか？
2. あなたが実際に活動している、もしくは参加している文化芸術にはどのような種類がありますか？

ポストイットに考えうる要素を書き出してください。→5分

自分が書いたポストイットについて情報共有してください→15分

富良野において重要な視点や要素

1. 富良野の残したい文化芸術はなんですか？
2. 富良野で新たに作りたい（もしくは目立たせたい）
文化芸術はなんですか？

ポストイットに考えうる要素を書き出してください。→5分

自分が書いたポストイットについて情報共有してください→15分

文化芸術振興条例たたき台について

1. たたき台を読んで感じたことはなんですか？
2. 必要な文言（センテンス）や視点はなんですか？

たたき台の読み込み→5分

ポストイットに考えうる要素を書き出してください。→5分

自分が書いたポストイットについて情報共有してください→15分

共有ウォークタイム

他のグループの模造紙を眺めてください

5分

アンケート記入

アンケートに今日の感想をご記入ください。

5分

今日はありがとうございました。
引き続き、豊かな暮らしをするための
文化芸術を考えていきましょう。